

外国語学校の中途解約規定に関する最高裁判決をうけての声明

2007年4月3日

特定非営利活動法人

消費者機構日本

会長 根来 泰周

理事長 品川 尚志

本日、最高裁判所第3小法廷で、外国語学校 NOVA の中途解約精算に関する判決が言渡され、消費者側の主張を認めた高裁判決が確定しました。

外国語学校 NOVA の中途解約精算方法の問題に関しては、消費者機構日本が2005年6月に「各種学校・塾・予備校など契約トラブル110番」を実施したところ相談・情報提供が複数寄せられました。そこで、約款を入手し検討をすすめたところ、中途解約時の精算ルールが特定商取引法の規定に反するとの見解に至りました。同年9月に NOVA に約款是正の申入れを行い、翌10月に NOVA 代理人より回答を得ましたが、双方の見解に大きな差異があったため、その回答書への意見を NOVA に送付するとともに、当機構のホームページにて公表してまいりました。

以上の経緯をふまえ、本日の最高裁判決についての評価ならびに、NOVA の今後の対応に関する要請等を、声明として発表するものです。

<最高裁判決の評価>

本日の最高裁判所の判決により、外国語学校 NOVA の上告が棄却され、NOVA の採用している中途解約規定が特定商取引法に反し無効であることが確定しました。

外国語教室は、実際に受講してみなければ、期待した内容であるかどうかわからないことや、長期にわたる契約のため受講者側の事情の変化により継続が困難となりうることなどから、消費者被害の多発した役務です。そのため特定商取引法に定める特定継続的役務に指定され、消費者の中途解約を制限しないよう解約損料の上限規定が設けられました。

それに対して、NOVA は、特定商取引法は解約にあたっての単価までを規定したものではないとし、契約時単価ではなく消化済みポイント数に応じた売買単価を精算時に採用し、契約時の単価より高額な単価で解約損料の計算を行うルールを採用していました。このような方法を使用すれば、上述の解約損料の上限を設定した特定商取引法の趣旨を潜脱することは明らかです。

特定商取引法の中途解約にあたっての解約損料の上限規定を無意味なものとしなかった今回の最高裁の判決は評価できるものです。

<NOVA の今後の対応への要請>

最高裁の判決をふまえて、精算ルールの改正と適用について、下記の対応をすすめることを要請します。

- 1.中途解約の精算ルールについて、確定した高裁判決をふまえ、「期間によってポイントを消化したものとみなす規定の削除(※)」、ならびに「契約時単価での精算」を内容と

するものに改正すること。

- 2.現在解約を希望している生徒、今後解約を希望する生徒、ならびに過去の解約者であって今回の判例をふまえあらためて適正な解約清算を主張する者に対して、上記の改正後のルールを適用すること。

※「期間によってレッスンポイントを消化したものとみなす規定の削除」について

今回確定した東京高裁判決の事案は、契約日からの経過週数を掛けたポイント数を役務提供済みとみなす規定になっており、この規定も含めて東京高裁判決は「本件消化済受講料精算規定は、契約締結後の経過日数に応じて一定量の役務を提供済みと擬制する規定と一体となって全体で無効となるものというべきである。」と述べています。

2005年9月以前、NOVAは、契約期間の3分の1を経過した時点で、契約ポイント数の3分の1を有効期限を徒過したものとし、さらに契約期間の3分の2を経過した時点で、当初の3分の1に加えて、更に3分の1を有効期限を徒過したものとし、実際に消化したかどうかにかかわらず役務提供済みポイントに加えて精算する規定を置いていました。この規定は2005年10月に削除されました。

この有効期間をもって徒過したものとする規定も、東京高裁判決の事案同様に実質的には、「契約締結後の経過日数に応じて一定量の役務を提供済みと擬制する規定」と考えますので、精算ルールを改定するにあたっては、「期間によってレッスンポイントを消化したものとみなす規定の削除」を維持する趣旨で要請しています。

<他の外国語学校の解約時の精算規定について>

他の外国語学校で、NOVAと同様の精算ルールを採用しているところは、今回の最高裁判決をふまえ、解約時の精算単価を契約時の単価とするなど、特定商取引法を遵守するよう求めます。

以上

本件についてのお問合せ先 特定非営利活動法人 消費者機構日本 (担当 磯辺) 電話 03-5212-3066 FAX 03-5216-6077
